

平成 30 年 1 月 12 日

各位

株式会社そごう・西武

J R 西日本向け制服の受注に関する公正取引委員会の処分について

本日、当社は、公正取引委員会より、西日本旅客鉄道株式会社向け制服の受注に関しまして、私的独占の禁止及び公正取引の確保による法律第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令、及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を受けました。

当社は、今回の命令を厳粛に受け止め、その内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、今後とも独占禁止法遵守に関する教育、研修を徹底するなど、再発防止に万全を期してまいる所存です。

また、今回の件で西日本旅客鉄道株式会社はじめ関係者の皆様方に対して、ご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

以上